

2024年11月 No.214

シンガポール

コーポレートサービスプロバイダー法及び会社・有限責任組合（雑則改正）法の成立

弁護士 石原 和史

1. 概要

2024年7月2日、コーポレートサービスプロバイダー法（「CSP法」）、及び、会社・有限責任組合（雑則改正）法（「CLLPM法」）が可決された。目的は、シンガポールにおけるマネーロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（「マネーロンダリング等」）対策の強化等である。具体的には、CSP法は所定のコーポレートサービスプロバイダー（「CSP」）等に対する規制を強化するものであり、CLLPM法は、会社や有限責任組合の実質的所有者等に関する透明性を高めるものとなっている。

2. 主な内容

これらの法改正の主な内容は、以下のとおりである。

- **会計企業規制庁（Accounting and Corporate Regulatory Authority、「ACRA」）への登録義務**：シンガポールで所定のコーポレートサービスを提供する事業を行う者は、顧客に代わって ACRA に対し取引（transaction）の申請を行わない場合であっても、CSP として ACRA に登録しなければならないこととされた。これは、現行法上、顧客に代わり ACRA への申請行為を行う CSP にのみ適用されていた ACRA 登録申請代理人としての登録義務の適用範囲を ACRA 登録申請代理人以外の CSP にも拡大するものである。
- **マネーロンダリング等防止に関する義務**：登録 CSP は、マネーロンダリング等防止のための規定を遵守する必要がある。詳細については、今後制定される下位法令等で示される予定である。かかる義務に違反した場合、CSP やそのシニアマネジメントには最大 100,000 シンガポールドル（約 11,600,000 円¹）の罰金が科される。
- **名義取締役に関する規制強化**：個人が事業として会社の名義取締役（nominee director）として活動することは、当該個人の名義取締役への就任が登録 CSP によって手配されている場合等を除き、原則として禁止される。すなわち、業として名義取締役を務める場合、所定の場合を除き、必ず登録された CSP を通じて手配されることが必要となる。かかる規制に違反した場合、当該個人に最大 10,000 シンガポールドル（約 1,160,000 円）の罰金が科される。また、登録 CSP は、個人の名義取締役への就任を手配する際、当該個人の実質的所有者としての適格性（fit and proper）を判断するために合理的な手段を講じなければならない。かかる規制に違反した場合、登録 CSP に最大 100,000 シンガポールドル（約 11,600,000 円）の罰金が科さ

¹ 1 シンガポールドル=116 円（2024 年 10 月 31 日現在為替）で計算。以下、為替計算について同様。

れる。

- **名義取締役等に関する情報開示義務** : 会社は、名義取締役や名義株主等の情報を ACRA に開示しなければならない。かかる名義取締役や名義株主に関する情報は（business profile に掲載される等により）一般に公開される。もっとも、全ての情報が公開されるわけではなく、公的機関のみが、法令執行や行政上の目的で完全な情報（指名者（nominator）の情報等）にアクセスすることが可能である。
- **登録情報の正確性の確保** : 企業や有限責任組合は、登録可能支配者（registrable controller）や名義取締役・名義株主に関する ACRA における登録情報を正確かつ最新の状態に維持する必要があり、当該義務に違反した場合には最大 25,000 シンガポールドル（約 2,900,000 円）の罰金が科される。

3. 施行時期

CSP 法及び CLLPMA 法はまだ施行されておらず、政府官報で施行日が通知される予定である。ACRA の website ([https://www.acra.gov.sg/legislation/legislative-reform/corporate-service-providers-bill-and-companies-and-limited-liability-partnerships-\(miscellaneous-amendments\)-bill](https://www.acra.gov.sg/legislation/legislative-reform/corporate-service-providers-bill-and-companies-and-limited-liability-partnerships-(miscellaneous-amendments)-bill)) によれば、上記各改正を実施するために十分な準備期間を確保することである。

[執筆者]



石原 和史（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）

kazushi_ishihara@noandt.com

2013年東京大学法学部卒業。2014年長島・大野・常松法律事務所入所。2022年ニューヨーク大学ロースクール（LL.M. in Corporation Law）修了。2022～2023年長島・大野・常松法律事務所シンガポール・オフィス勤務。日本国内外（シンガポール等の東南アジア地域を含む）におけるコーポレート・M&A業務を中心に、企業法務全般についてアドバイスを行っている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約600名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

（*提携事務所）

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update ～アジア最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、[<https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/>](https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/)よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、[<newsletter-asia@noandt.com>](mailto:newsletter-asia@noandt.com)までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようをお願いいたします。